

議案第 33 号

大田原市自家用有償バス的那須塩原市区域内運行に関する協議について

大田原市自家用有償バスの路線を那須塩原市区域内に運行することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により、別紙協議書のとおり那須塩原市と協議を行うため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する協議書

大田原市（以下「甲」という。）が公共交通の確保と地域住民の利便を図るため、大田原市自家用有償バスを那須塩原市区域内において運行することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により次のとおり那須塩原市（以下「乙」という。）と協議する。

（運行路線及び乗降所の設置）

第1条 甲は、大田原市自家用有償バス設置条例（平成4年条例第19号。以下「大田原市条例」という。）に規定する有償バス（以下「バス」という。）を乙の区域の一部において運行するにあたり、乙の区域内に別表のとおり運行路線及び乗降所を設置する。

（バスの運行路線名等）

第2条 バスの運行路線名、起点、終点及び運行距離は、次のとおりとする。

路線名	起 点	終 点	運 行 距 離
黒磯駅・黒羽高校線	黒磯駅東口	黒羽高校	16.4km

2 バスの運行は、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く、毎日とする。

3 バス利用者の使用料は、大田原市条例の定めるところによる。

（事務所）

第3条 バスの事務所は、大田原市本町1丁目4番1号大田原市役所とする。

（運行等に要する経費）

第4条 第1条及び第2条に定めるバスの運行に要する経費は、甲が負担する。ただし、停留所の管理については設置者が行うものとする。

（運行開始日）

第5条 バスの運行開始は、令和2年4月1日からとする。

（運行路線の廃止等）

第6条 この協議書に基づく路線を廃止し、又は変更する場合は、甲は乙の意見を聴取のうえ決定するものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協議書に定めるもののほか、細部の疑義については、甲、乙協議のうえ解決するものとする。

この協議を証するため、協議書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

- 甲 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市
大田原市長 津久井 富雄
- 乙 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市
那須塩原市長 渡辺 美知太郎

別表

1 那須塩原市区域内の運行路線及び距離

名 称	区 間	距 離
那須塩原市道東栄横3号線	黒磯駅東口～旧川西3号線交差点	0.45km
那須塩原市道旧川西3号線	東栄横3号線交差点～県道34号交差点	0.25km
栃木県道34号黒磯黒羽線	旧川西3号線～大田原市境	5.30km

2 那須塩原市区域内の乗降所の位置

既存・新規（設置者）	乗降所の名称	乗 降 所 の 位 置
既存（那須塩原市）	黒磯駅東口	那須塩原市東栄1丁目40-99
既存（那須塩原市）	東栄1丁目	那須塩原市東豊浦25-73
既存（那須塩原市）	エイトタウン前	那須塩原市東豊浦20-1
既存（那須塩原市）	松ヶ丘団地	那須塩原市鍋掛1087-670
既存（那須塩原市）	日新中学校前	那須塩原市鍋掛1087-665
既存（那須塩原市）	三軒茶屋	那須塩原市鍋掛1087-721
既存（那須塩原市）	笹掛	那須塩原市鍋掛1475-396
既存（那須塩原市）	鍋掛小学校入口	那須塩原市鍋掛1475-444
新規（大田原市）	鍋掛交差点	那須塩原市鍋掛1749-4